

「請負工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算方法について」の通知のポイント

【通知の背景】

- ・令和元年6月に改正された品確法において、適正な工期を設定すること等が発注者の責務であるとされたことに伴い、工事の一時中止の有無にかかわらず、災害や不可抗力、その他受注者の責めによらない事由による工期延長に伴い増加する現場維持等に要する費用の積算方法等を定める必要があるところ。
- ・森林土木工事に係る現行規程では、森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱い（以下、「細部取扱い」という。）において、工事の一時中止に伴う増加費用等の積算に係る取扱いは定めがあるものの、受注者の責めによらない事由により工期延長した場合の増加費用の積算についての定めたものはないところ。
- ・このため、細部取扱いに定める「工事の一時中止に伴う増加費用等の積算について」の内容の拡充する形で、新たに通知を制定することとしたもの。

【「工事の一時中止に伴う増加費用等の積算について」との相違点】

- ・工事一時中止による増加費用のほか、受注者の責に帰すことができない事由等により増加した現場維持等に要する費用の積算方法を追加。
- ・工期延長等の期間が3ヶ月を超える場合等の増加費用の積算方法を追加。
- ・「森林整備保全事業設計積算要領の制定について」（令和2年4月2日最終改正）で定めた施工地域区分及び工種区分に合わせてとともに、増加費用の算定に用いる係数を変更。